

2014年10月23日

国際会計基準審議会御中

ディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対するコメント

1. 我々は、動的リスク管理に関する会計処理のプロジェクトに関する国際会計基準審議会（IASB）の努力に敬意を表するとともに、ディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「DP」という。）の公表により、広く関係者のコメントを求める決定を行ったことを歓迎する。

全般的なコメント

2. 我々は、オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ活動に対する新たな会計アプローチを開発すべきかについて検討を行う価値があると考えている。我々は DP で議論されているように、オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ活動に対する IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における公正価値ヘッジ会計の要求事項には、それが、オープン・ポートフォリオに適用される場合には有用な財務情報の提供や実務上の煩雑さの観点で限界があり、ヘッジ活動の結果を財務諸表に忠実に表現することが困難であると考えている。このため、こうした点に対処するために、現行のヘッジ会計の要求事項を基礎とする修正の可能性も含め、新たなアプローチを検討することを支持する。
3. しかし、DP で主に扱っている銀行の金利リスクの管理を念頭に置いた上では、我々は、DP で提案されるポートフォリオ再評価アプローチ（PRA）を、企業の動的リスク管理に含まれる全ての管理対象リスクに対して適用すること（動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲）には、反対である。我々は、本プロジェクトは現行のヘッジ会計における問題の解決をする目的で開始されたと考えており、当該理解の下では、PRA を企業が動的リスク管理を行っている項目全体に適用することは、このニーズから乖離したものになるためである。また、IFRS 第 9 号「金融商品」の下では、契約上のキャッシュ・フローの特性の要件を満たすことを条件に金融資産を管理する事業モデルに応じて、保有される金融資産について償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値（FVTOCI）で測定することが要求される。しかし、PRA の下では、動的リスク管理における管理対象リスクである金利リスクについて、リスクの識別や分析が行われる場合に適用対象の金融資産や金融負債のすべてが再評価され、つれて再評価差額が純損益に認識されることになる。このため、我々は

PRAにおける再評価による純損益への影響が、IFRS第9号における金融商品の分類及び測定をベースとしたものと大きく異なるものとなることから、動的リスク管理に焦点を当ててPRAを適用することに懸念を有している。

4. 一方で、我々はヘッジ活動を通じてリスク削減を行っている場合にPRAを適用すること(リスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲)については、更なる検討を行う価値があると考えます。これは、リスク軽減活動に焦点を当てて適用範囲を定める方法が、現行のヘッジ会計の問題の解決という本プロジェクトの当初のニーズに沿っていると考えるためです。しかし、我々は、PRAをリスク軽減活動が行われている項目に限って適用する場合であっても、DPで指摘されている実務上の困難を克服することは必ずしも容易でないと考えています。このため、仮に財務情報の有用性を維持しつつ、PRAを適用する上での実務上の課題を解決することが困難と判断された場合には、PRA以外のアプローチを検討することも価値があると考えています。
5. なお、PRAを「リスク軽減活動」に焦点を当てて検討を行う場合、又は、PRA以外のアプローチを検討するにあたっては、これまでのIAS第39号の改正及びIFRS第9号の一般ヘッジ会計の要求事項の開発がオープン・ポートフォリオにおけるヘッジ会計の困難性を解消する上では不十分ではなかったかについて認識を共有するとともに、当該認識を基礎にIAS第39号やIFRS第9号の限定的な修正によることが可能か否かについて検討することも価値があると考えています。
6. また、PRAを「リスク軽減活動」に焦点を当てた範囲に適用する場合、我々は、特に次の点に留意して検討を行うことが重要と考える。
 - (1) PRAの適用にあたり、我々は、行動予測特性を反映させることが、企業の財務諸表上でリスク軽減活動をより忠実に表現することにつながると考える。しかし、我々は、行動予測特性を財務諸表に反映させる場合、我々は、知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全なものではないにせよ、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達しうること(検証可能性)を確保する観点から十分なガイダンスを設けるべきであるとも考えています。これは、行動予測特性の適用には重要な見積りを伴うためであり、行動予測特性は十分なガイダンスが設けられる場合に限定して反映すべきとも考えています。十分なガイダンスが設けられない場合には、リスク軽減の効果を確認できないことからPRAを適用すべきでないと考える。
 - (2) DPでは、「OCIを通じたPRA」を、特に、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲を前提とする場合の代替案として提示している。しかし、第3項に示したように、我々は、動的リスク管理に焦点を当ててPRAを適用する場合、再評価を行うべきでない項目を再評価することになると考えており、再評価差額を

OCI で表示してもこの問題は解決しないこと、また、PRA をリスク軽減活動に焦点を当てた範囲に適用する場合、我々は、リスク管理金融商品の評価差額を、公正価値ヘッジ会計の取扱いと整合的に、純損益に認識することが適切と考えるため、この代替案は不適切であると考えている。このため、我々は、DP において提案されている「OCI を通じた PRA」への更なる検討は、代替案として考慮すべきではないと考える。

- (3) 我々は、DP で検討されている通り、銀行の金利リスクに関する動的リスク管理以外についても、連結グループ内の会社ないしは部門でリスクを一元的に管理している場合があると認識している。こうした場合、一元管理している部門ないし会社は、銀行における ALM 部門と同様の機能を果たしていると考えられる。我々は、このような場合、DP で検討されている PRA と同様の取扱いを適用することが可能か否かを検討する価値があると考えている。こうした観点から、商品の価格変動リスク及び為替リスクについて動的リスク管理が行われている場合、当該リスクに関するリスク軽減活動に対して PRA を適用することを検討することに価値があると考えている。

個別質問へのコメント

セクション 1「背景及びポートフォリオ再評価アプローチへの導入 (PRA)」、及び、セクション 5「適用範囲」

(動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲について)

7. 我々は、「動的リスク管理」に焦点を当てた適用範囲への PRA の適用は、資産と負債のデュレーションや金利のリプライシングのミスマッチの程度を財務諸表本表に適時に反映させる点で、財務報告の有用性を高められる可能性があることを認める。しかし、我々は、次の理由から、「動的リスク管理」に焦点を当てて検討を進めることには同意しない。
- (1) 「動的リスク管理」に焦点を当てた適用範囲は、デリバティブが各報告日末で FVTPL により再評価されることを前提として、ヘッジ関係が成立しているデリバティブと資産・負債の間に生じ得る会計上のミスマッチを解消又は軽減することを主な目的とした現行のヘッジ会計とは大きく異なる。このため、「動的リスク管理」に焦点を当てた適用範囲に基づく検討は、現行のヘッジ会計における問題の解決という本プロジェクトの当初の出発点から乖離したものになる。

- (2) 仮に企業による動的リスク管理のあり方を財務諸表本表に忠実に表現する必要であるべきならば、「動的リスク管理」に焦点を当てた適用範囲に PRA を強制適用することが必要と考えられる。しかし、この場合、次のような問題があると考えられる。
- ① 財務諸表に認識されている動的リスク管理の対象である資産及び負債が管理対象リスクに関して再評価される結果、そのような測定は当該金融資産及び負債に適用される基本的な分類及び測定のあり方と異なることとなり、そのような不整合がリスク管理の下にある項目の相当広範な範囲に発生することになること。このため、この範囲への PRA の適用は IFRS 第 9 号で結論付けた分類及び測定と整合しないことになる。
 - ② このアプローチでは、資産及び負債が動的リスク管理の対象であるか否かで、分類及び測定の基礎に一般の方法とは異なる方法を適用する。これは、IASB によるディスカッション・ペーパー「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」への当委員会からのコメント（例えば、資産の測定基礎は、当該資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与することが期待されるかに応じて決められるべきであるほか、条件に従って決済される負債については原則として原価ベースの測定が目的適合的と考えられる旨）と整合しないと考えられること。
 - ③ 複数の企業が同一の資産又は負債を保有する状況においても、動的リスク管理を行っているか否かだけで、財務報告のあり方に大きな違いが生じ得ること。
8. 仮に資産と負債のデュレーションや金利のリプライシングのミスマッチに関する情報が必要だとしても、当該情報は、財務諸表の注記や財務報告におけるその他の開示を通じて提供することが可能である。このため、これらの情報について現行の開示要求が不十分と判断された場合、当該情報開示の改善を図ることも考え得る。

(リスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲について)

9. PRA を「リスク軽減活動」に焦点を当てた適用範囲に適用するアプローチは、オープン・ポートフォリオに対する現行の公正価値ヘッジ会計の問題の解決という本プロジェクトの当初のニーズに沿っていると考えられる。このため、仮に PRA について追加的な検討が必要な場合、当該適用範囲をベースとして検討を行うことが適切と考える。なお、企業の動的リスク管理に関する追加的な情報が必要と判断された場合、本レターの第 8 項に示したように財務諸表の注記や財務報告におけるその他の開示を通じて提供することが可能と考える。

10. リスク軽減活動に焦点を当てた場合の PRA の適用については、IAS 第 39 号のヘッジ会計におけるヘッジ手段とヘッジ対象との 1 対 1 の紐付け関係を前提としたアプローチの困難性を解消するなどの利点がある。しかし、PRA を「リスク軽減活動」に焦点を当てた適用範囲に適用するアプローチは、次の点を含め、多くの課題があると考えられるため、適用を認めるべきか、認める場合における適用の範囲や方法について、今後、十分な検討を行うべきと考えられる。
- (1) 仮に PRA を任意に認める場合、同一の事象に対して、追加的な会計上の取扱いが認められることになるため、財務諸表の比較可能性の低下につながり得ること。
 - (2) PRA を導入する場合、財務情報の有用性を向上させる観点から、行動予測的要素を多く取り入れることが望ましいと考えられるが、行動予測的要素の反映については、見積りの不確実性や適用が恣意的になり得る観点から、懸念が示されていること。
 - (3) 「リスク軽減活動」に焦点を当てた適用範囲の場合、適用対象によっては、連続的に更新される動的リスク管理のあり方を反映して、適用範囲の変動が頻繁に生じる可能性があるため、DP で指摘されているように、運用面の複雑性が生じ得ること。

質問 1——動的リスク管理についての会計処理アプローチの必要性
--

動的リスク管理を企業の財務諸表に表現するための会計処理アプローチの必要性はあると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
--

(コメント)

- 11. 動的リスク管理を表現するための会計処理アプローチの必要性は、DP1.1 項にある動的リスク管理のどの要素に焦点を当てるかによって異なると考える。
- 12. 具体的には、DP で示される 2 つの適用範囲のうち、現行のヘッジ会計と同様に、実際のリスク軽減活動を財務諸表に表現する会計処理アプローチを開発していくことについては、更なる検討を行う価値があると考ええる。しかし、動的リスク管理に焦点を当てるアプローチについては、本レターの第 7 項及び第 8 項に記載した理由から、これ以上の検討を進める必要性が乏しいと考えられる。

質問 2—動的リスク管理を企業の財務諸表に表現する際の現状での困難

- (a) 現行のヘッジ会計の要求事項を動的リスク管理に適用する際に企業が現在直面している主要な論点を、本 DP が正確に識別していると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。識別していないと考える場合には、IASB が動的リスク管理に対する会計処理アプローチを開発する際に、どのような追加の論点を検討することが必要となるか。
- (b) PRA は識別された論点に対処するものとなると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

(a)について

13. 我々は、DP における記載は、IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項を動的リスク管理に適用する際に現在直面している主要な論点を概ね適切に識別していると考ええる。
14. しかしながら、IAS 第 39 号は 2004 年に金利リスクのポートフォリオ・ヘッジを導入し、また、IFRS 第 9 号では、IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の適用要件を大幅に緩和して正味のリスク管理の実務に対応するため、2013 年にグループヘッジの要件を緩和している。我々は、こうした修正を踏まえてもなお、今回の DP のような大幅な改善が必要となることの理由が、十分に説明されていないと考えている。このため、今後、IASB が動的リスク管理に焦点を当てて検討を行わないと決定した場合、我々は、PRA の適用について更なる検討を進める前に、まず、これまでの改正では不十分ではなかったかどうかについて認識を共有すべきであると考えている。その上で、IAS 第 39 号や IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項に限定的な修正を行うことで、オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ会計の困難性の解消を図ることが可能か否かについて検討を行うことに価値があると考えている。

(b)について

15. PRA は、オープン・ポートフォリオにおける 1 対 1 の紐付け関係の困難さや純額ベースのリスク管理の反映など、識別された論点に対処し得る可能性があると考ええる。
16. 銀行の金利リスク管理においては、認識済みの資産・負債の大半が金利リスクに関する動的リスク管理の対象となり、当該資産及び負債の IFRS 第 9 号における基本的な分類及び測定の要件と異なる分類及び測定の要件が相当広範に適用されることになると考えられる。資産の保有が契約キャッシュ・フローの回収を目的である事業モデルの下で保有される金融資産は、契約上のキャッシュ・フローの特性の要件を満たすことを条件に、IFRS 第 9 号における基本的な分類及び測定では償却原

価で測定される。しかし、PRA の下における再評価の純損益への影響額は、IFRS 第 9 号における認識及び測定の要件に基づく会計処理の純損益への影響と大きく異なることになる。なぜなら管理対象リスク及び再評価差額が純損益を通して認識される時に PRA の適用対象であるこれらの金融資産の金利リスクが再評価されるためである。

質問 15——適用範囲

- (a) PRA は企業の動的リスク管理に含まれている管理対象ポートフォリオのすべてに適用すべき（すなわち、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲）と考えるか、それとも企業がヘッジを通じてのリスク軽減を行っている状況に限定すべき（すなわち、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲）と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。これらの代替案にいずれにも賛成しない場合には、どのようなことを提案するか、理由は何か。
- (b) 適用範囲の代替案のそれぞれにおける PRA の適用から生じる情報の有用性についてコメントを提供されたい。リスク軽減に限定した PRA と IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項との組合せが、動的リスク管理の忠実な表現を提供することになると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 適用範囲の代替案のそれぞれについての PRA の適用の運用面での実行可能性についてコメントを提供されたい。リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の場合には、識別したヘッジ対象サブポートフォリオないしは比例部分の頻繁な変更の必要性にどのように対応することが考えられるか。
- (d) 質問(a)から(c)で提供した回答は、金利リスク以外のリスク（例えば、商品価格リスク、為替リスクなど）を考慮した場合には変わるか。変わるとした場合、回答がどのように変わるのか、理由は何か。変わらないとした場合、理由は何か。

(コメント)

(a)について

17. 我々は、PRA の適用範囲を、「リスク軽減活動」に焦点を当てた適用範囲とすることに賛成する。我々は、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲を検討することは反対する。
18. これは、第 9 項に記載のとおり、本プロジェクトは、現行の公正価値ヘッジ会計がオープン・ポートフォリオに対応することが実務上困難であることから出発しており、現行の公正価値ヘッジ会計の改善のニーズを踏まえれば、それに類似するリス

ク軽減活動に焦点を当てた適用範囲が適切と考えるためである。

(b)について

19. 我々は、「リスク軽減活動」に焦点を当てた適用範囲を前提として、一般ヘッジ会計が直面しているオープン・ポートフォリオに関する困難性について、PRA で対応することができれば、ヘッジ活動の効果についての情報が提供されることになると考える。我々は、PRA を適用する場合にはヘッジ対象の性質に適したヘッジ会計の適用が可能となると考える。
20. (a)への回答において記載した通り、我々は、「リスク軽減活動」に焦点を当てた PRA の適用の検討を進めていくべきと考えている。当該前提を踏まえ、DP において検討されている 2 つの代替案について、以下の通り、コメントを提供する。

(サブポートフォリオ・アプローチ)

21. 我々は、「リスク軽減活動」に焦点を当てた範囲を前提として検討を進める場合、サブポートフォリオ・アプローチについて引き続き検討を行うことは適切と考える。
22. 我々は、サブポートフォリオ・アプローチを企業が PRA を適用するサブポートフォリオを具体的に指定するアプローチと理解している。この理解を前提として、我々はサブポートフォリオ・アプローチは、企業が行う「リスク軽減活動」の定義が困難という指摘に応じ得ると考える。また、IAS 第 39 号や IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計が個別又はポートフォリオ単位で企業の任意で適用し得ることを踏まえると、これらのヘッジ会計のあり方とも整合的と考える。

(比例的アプローチ)

23. 我々は、比例的アプローチそれ自体は、DP で記載された通り適用が困難と考える。
24. これは、当該アプローチは、理屈的には考えられるものの、ポートフォリオを比較的大きな単位と捉えた場合、企業が管理対象リスクに係るポートフォリオ全体に対する特定の割合についてリスク軽減活動を行うという方針を設定しているケースは多くないと考えられるからである。このため、比例的アプローチを適用することによって、オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ活動を忠実に表現することは通常困難と考えられる。

(c)について

25. 我々は、リスク軽減活動が行われることを意図したサブポートフォリオについて、以下のように提案する。

- (1) 移行時又はリスク管理目的やリスク管理戦略（ヘッジ活動の対象となるポートフォリオの識別方法を含む。）の変更時点でサブポートフォリオ全体の指定を行う。
- (2) 当該サブポートフォリオに対して継続的に PRA を適用することを要求し、事後的に、リスク管理目的やリスク管理戦略の大幅な変更がなければ PRA の適用解除を行うことは認めない。

これは、企業が機動的にヘッジ割合を変更した場合に PRA の適用範囲を変更することを認めた場合、再評価差額を調整する観点から、恣意的に PRA の適用範囲が変更され、結果として、財務情報の比較可能性が阻害される可能性があるためである。

26. また、我々は、仮に比例的アプローチを適用する場合には、上記と同様に、項目が当該サブポートフォリオに含まれる時点又はリスク管理目的やリスク管理戦略の変更時点で項目の指定を行い、PRA の適用に当たっては、リスク管理目的やリスク管理戦略の大幅な変更がなければ企業のヘッジ比率の柔軟な変更を反映するためのポートフォリオの割合の変更は認めるべきではないと考える。

(d) について

27. 金利リスク以外のリスク（例えば、商品価格リスク、為替リスクなど）を考慮した場合でも、上記質問に対する我々の見解は変わらない。

質問 16——PRA の強制適用又は任意適用

- (a) PRA の適用は、適用範囲が動的リスク管理に焦点を当てるとした場合には、強制とする必要があると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) PRA の適用は、適用範囲がリスク軽減に焦点を当てるとした場合には、強制とする必要があると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

(a) 及び (b) について

28. 我々は、現行のヘッジ会計の課題を解決する観点から、「リスク軽減活動」に焦点を当てた適用範囲で検討を進めるべきと考える。この観点から、IAS 第 39 号や IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の取扱いと整合的に、PRA を任意適用すべきと考える。これは、現行のヘッジ会計では一定の要件を満たしている場合にはヘッジ会計の適用を選択することが許容されているが、これについて重大な懸念が示されていない

こと、また、リスク軽減活動に焦点を当てた範囲に関して、金利リスクについて高度なリスク管理が企業内で行われていない場合、PRA を強制することは実行可能性の観点から極めて困難と考えられるからである。

質問 17—その他の適格要件

- (a) PRA の適用の範囲が動的リスク管理に焦点を当てるとした場合には、PRA の適用に適格となるための追加の要件は必要ないと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (i) PRA の適用を強制とすることによって、回答は変わるか。理由を説明されたい。
- (ii) PRA の適用を任意とするが、動的リスク管理に焦点を当てるとした場合、PRA の適用の開始及び停止についてどのような要件を提案するか。理由を説明されたい。
- (b) PRA の適用の範囲がリスク軽減に焦点を当てるとした場合には、何を動的リスク管理におけるヘッジを通じてのリスク軽減と考えるのかに関して追加の適格要件が必要となると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合は、どのような適格要件を提案するのか及びその理由を説明されたい。
- (i) PRA の適用を強制とすることによって、回答は変わるか。理由を説明されたい。
- (ii) PRA の適用を任意とするが、リスク軽減に焦点を当てるとした場合、PRA の適用の停止及び開始についてどのような要件を提案するか。理由を説明されたい。

(コメント)

(b)について

29. 見積りに伴う不確実性の懸念があるが、我々は、PRA をリスク軽減活動に焦点を当てた範囲に適用する場合、企業がヘッジ活動を通じてのリスク軽減が行っているサブポートフォリオを識別するための追加の要件が必要と考える。
30. これは償却原価や FVTOCI で測定すべき資産・負債について、PRA により金利リスクに関して純損益を通じた再測定が行われる場合、こうした再測定は IFRS 第 9 号における分類・測定の定めの特例となるためである。このため、我々は、例外の適用に当たって、一定の要件を充足することが必要と考える。

31. 当該要件には、例えば、次のようなものが考えられる。

- (1) リスク軽減活動のあり方について、PRA の適用に先立ち、リスク軽減の方法について文書化がされていること。これには、サブポートフォリオに含まれる項目の特定や、サブポートフォリオに含まれる項目のリスク管理目的、リスク管理目的を達成するための具体的なリスク管理戦略などが含まれる。
- (2) リスク管理目的やリスク管理戦略と統合的なサブポートフォリオの明確な定義が存在し、当該定義に基づきサブポートフォリオに含まれる項目が明らかにされていること。
- (3) エクスポージャーの変動に伴って生じるリスクを一定範囲に収めるためのリスク管理戦略が効果的かつ適時に行われることが期待されること。

(b) (i) について

32. 任意でも強制でもリスク軽減活動に関する適格要件は変わらないと考える。ただし、我々は、オープン・ポートフォリオに対する現行のヘッジ会計の改善としてのリスク軽減に焦点を当てた適用範囲への PRA の適用を支持しているため、強制適用を支持していない（本レター第 28 項参照）。

(b) (ii) について

33. 明確に定義でき、また、継続的に存在する一定のポートフォリオを指定し、その指定に含まれている項目は自動的に PRA の適用対象とすることが考えられる。このため、ある特定の項目に対する PRA の適用開始時点は、サブポートフォリオに含まれる時点とし、適用の停止時点はサブポートフォリオから除去される時点となる。

セクション 2 「概要」

質問 3—動的リスク管理

2.1.1 項から 2.1.2 項における動的リスク管理の記述は、正確かつ完全だと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。そう考えない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。

(コメント)

34. 我々は、本レターの第 17 項で示したとおり、リスク軽減活動に焦点を当てて、今後の検討を行うことを提案しており、「動的リスク管理」について必ずしも完全かつ正確な記述が行われる必要はないと考えている。こうした観点からは、DP の

2.1.1項から2.1.2項の記述は、静的なリスク管理に対比した動的リスク管理の一般的な特徴を概ね適切に描写していると考ええる。

セクション3「管理対象ポートフォリオ」

質問4——パイプライン取引、エクイティ・モデル・ブック（EMB）及び行動予測

パイプライン取引

(a) パイプライン取引を企業が動的リスク管理の一部と考えている場合には、PRAに含めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）との整合性を考慮に入れて）。

EMB

(b) EMBを企業が動的リスク管理の一部と考えている場合には、PRAに含めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「概念フレームワーク」との整合性を考慮に入れて）。

行動予測

(c) PRAを適用する目的上、リスクが行動予測ベースで管理されている場合には、キャッシュ・フローは契約ベースではなく行動予測ベース（例えば、期限前償還の予想を考慮後）を基礎とすべきか。理由を説明されたい（運用面での実行可能性、財務諸表で提供される情報の有用性、「概念フレームワーク」との整合性を考慮に入れて）。

（コメント）

(a) について

35. パイプライン取引については、外部者への宣伝方法によっては、第三者に企業の履行について一定の合理的な期待が生じるため、企業も当該取引から生じるリスクを軽減するためにヘッジ活動を実施するケースがあると考えられる。このため、我々は、企業がパイプライン取引を動的に管理する項目の一部として動的リスク管理に含める場合には、当該企業がヘッジ活動を通じてリスクを軽減している方法をより忠実に反映することができるため、例外的な取扱いとして、パイプライン取引をPRAの適用対象に含めることに同意する。

36. ただし、パイプライン取引は未だ第三者との契約が成立していない取引であることから、対象を識別することが実務上困難である可能性がある。このため、パイプライン取引を PRA の適用対象に含めようとする場合、適用範囲を基準上明確化することが特に必要と考えられる。明確化を行うに当たっては、例えば、当該パイプライン取引とリスク軽減活動との関係がリスク管理の目的に照らして明らかである等の要件を設けることが考えられる。

(b)について

37. 我々は、エクイティ・モデル・ブック (EMB) を PRA に含めるべきでないと考え。EMB を動的リスク管理の一部に含めることは、管理対象リスクについての再評価の観点で資本を負債と同様に再評価することになり、資本の変動を純損益で認識するなど、いわゆる資本取引と損益取引との区別の観点から深刻な概念上の困難が生じさせる可能性がある。このため、こうした概念上の困難を乗り越えてまで、PRA の適用において EMB を認める意義は見出せないと考えられる。

(c)について

38. 我々は、企業が行動予測特性をベースにリスク管理を行っている場合、PRA を適用する上で、キャッシュ・フローの見積りに行動予測特性を考慮することは、リスク軽減活動を財務諸表により忠実に表現することにつながると考える。また、現行の要求事項でも、期限前償還の特性など、行動予測を考慮している要求事項が存在している。このように、我々は、行動予測特性を考慮することで、財務情報の有用性や現行の要求事項との整合性を図る観点で利点があると理解している。
39. しかし、行動予測特性の考慮には重要な見積りを伴い、見積りの不確実性への懸念もある。このため、我々は、行動予測特性を仮に財務諸表に反映させるのであれば、検証可能性を確保する観点から、十分なガイダンスを設けることができる場合に限るべきと考える。他方、十分なガイダンスが設けることができない場合には、リスク軽減の効果を確認できないため PRA を適用すべきでないと考えられる。

質問 5——期限前償還リスク

オプション性のあるリスク管理金融商品が、動的リスク管理の一部として期限前償還リスクの管理に使用されている場合、PRA はこのリスク管理活動をどのように考慮すべきだと考えるか。理由を説明されたい。

(コメント)

40. オプション性のあるリスク管理金融商品がリスク軽減活動に用いられている場合、

我々は、管理対象リスクの再評価調整は上方・下方の両方を調整すべきと考える。

41. 現行のヘッジ会計では、オプション性のあるヘッジ手段を公正価値ヘッジに用いる場合には、すでに削除された IAS 第 39 号適用ガイダンス (IG) F.1.10 を参考に、ヘッジ手段で保護される片側リスクの再評価調整のみが反映されていると考えられる。これと同様に、リスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲に PRA に適用する場合には、本来は、片側リスクについてのみ再評価調整を財務諸表に反映すべきということになる。
42. しかしながら、オープン・ポートフォリオを前提とする場合、DP で示されるようにオプション性のある金融商品だけを使用してリスク管理を行うことは極めて稀であるとともに、管理対象ポートフォリオの中で片側リスクのみヘッジされている部分を特定することは実務上、困難と考えられる。また、PRA を用いる趣旨と相容れない。このため、我々は、オプション性のあるヘッジ手段を用いた趣旨とは異なる可能性があるが、上方・下方の両方の再評価調整を考慮することが適切と考える。

質問 6——顧客行動の変化の認識

行動予測したポートフォリオのキャッシュ・フロー特性で捕捉される顧客行動の過去の仮定の変更の影響は、PRA の適用を通じて、変更が生じた時点で、かつ、その範囲で、純損益に認識すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

43. 我々は、行動予測特性を反映するための十分なガイダンスの開発は、見積りの不確実性の観点から懸念があるため、必要と考えている。しかし、行動予測特性に関する過去の前提の変更の影響は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 36 項に記載された取扱いと整合的に、PRA の適用を通じて、変更が生じた時点で、かつ、その範囲で純損益に認識すべきと考える。
44. これは、キャッシュ・フローの予測の変動により測定差額が生じる場合、当該変更は変更が生じた期だけに影響を与えると考えられ、その差額は純損益で認識されるべきであるためである。

質問 7—管理対象エクスポージャーの底溜り階層と比例部分

底溜り階層又は比例部分アプローチがリスク管理目的で採用されている場合に、それを PRA の中で許容又は要求すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、識別された概念上及び運用面での困難をどのように克服することを提案するか。理由を説明されたい。

(コメント)

45. 我々は、PRA の適用にあたって、底溜り階層アプローチを適用することは困難であると考えます。理由は次のとおりです。
- (1) 我々は、底溜り階層アプローチは、期限前償還リスクを有する金融商品から構成されるポートフォリオについて、底溜り階層部分を予測して特定し、行動予測の誤謬のマーヅンを考慮してそのうち一部を期限前償還のないエクスポージャーとみなす方法と理解している。
 - (2) 他方、我々は、本レターの第 38 項に記載したとおり、PRA を適用する場合、行動予測特性を考慮することによって、企業はリスク軽減活動を財務諸表により適切に反映することが可能になると考えている。我々は、行動予測特性を反映させることは、底溜り階層アプローチと同様に、将来期間に渡って償還されない部分を特定することに資すると考える。
 - (3) しかし、底溜り階層アプローチは、DP で指摘されている通り、ポートフォリオを構成する資産及び負債のリスク感応性が均一であることが前提とされているほか、底溜り階層部分についての期限前償還リスクが無視されている。このような点を踏まえると、PRA は資産又は負債の行動予測特性の反映や期限前償還リスクの見積りにおいて、底溜り階層アプローチと相容れない面がある。このため、我々は、企業が PRA を適用する場合に底溜り階層アプローチを適用することは困難と考えている。
46. しかし、我が国では、固定金利の住宅ローンについて期限前償還の選択権を債務者に与えている例が多い。このため、銀行においては、当該期限前償還リスクにさらされている商品の金利リスクの管理を底溜り階層アプローチを用いて行うことが多く、PRA を離れてリスク軽減活動の実態を財務諸表に反映するために、底溜り階層アプローチの利用するニーズが強いことを付言する。

質問 8——リスク限度

リスク限度を PRA の適用に反映すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

47. 我々は、リスク限度を PRA の適用に反映すべきでないと考えます。これは、会計がリスクがどのように管理されているのかに依拠し過ぎるべきではないと考えずとも、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲に PRA を適用する場合には、リスク限度の概念が不要と考えるからである。

質問 9——コア要求払預金

- (a) PRA を適用する際に、コア要求払預金を、予想される行動に基づいて管理対象ポートフォリオに含めるべきだと考えるか（企業が動的リスク管理の目的上、コア要求払預金をそのように考えている場合）。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業がコア要求払預金の行動予測特性を決定するためにガイダンスが必要となると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

(a) 及び (b) について

48. 我々は、行動予測特性に関する質問 4(c) に対する回答（当コメントレターの第 38 項）と同様に、要求払預金に関する行動予測特性が反映されていることは、リスク軽減活動を財務諸表により忠実に表現することにつながると考えており、預金者の行動予測特性を考慮することに一定の利点があることは理解する。これは、銀行は顧客からの預金について契約キャッシュ・フローを前提とせず、顧客による引出金額や引出時期の予測を考慮した行動予測を基礎に顧客の預金に関するリスク管理活動を行っている場合が多いためである。特に要求払預金についてはこれにより、企業がリスク管理活動をより忠実に表現することが可能になると考えられる。さらに、銀行のリスク軽減活動において、要求払預金はヘッジ対象の大きな割合を占めており、加えて財務戦略の一環としてコア預金部分を長期の資金調達として認識しているケースが多いと考えられるため、コア預金に関する行動予測特性を考慮することの重要性は高いと考えられる。
49. しかしながら、要求払預金については、銀行は顧客から引出要求についていつでもこれに応じることが契約上要求されているほか、顧客の行動は、景況を含めた外的要因によって左右されるため、行動予測特性を反映することについては、金額や期

間を含め、見積りの不確実性の観点から懸念がある。このため、我々は、行動予測の特性を財務諸表に反映させることは、検証可能性を確保するために、十分なガイダンスを設けることが可能な場合に限定すべきと考える。他方、十分なガイダンスが設けることができない場合には、リスク軽減の効果が確認できないため PRA を適用すべきでないと考えられる。

質問 10——サブベンチマーク管理対象リスク金融商品

- (a) 企業の動的リスク管理アプローチと整合的である場合には、サブベンチマーク金融商品をベンチマーク金融商品として管理対象ポートフォリオに含めるべきだと考えるか（すなわち、セクション 3.10 におけるアプローチ 3）。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、サブベンチマーク金融商品に係る再評価調整の計算について DP で示している代替案（すなわち、セクション 3.10 におけるアプローチ 1 及び 2）の方が、サブベンチマーク金融商品に付随しているリスクのより適切な反映を提供すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) サブベンチマーク変動金利金融商品に、事業単位に残されているために動的リスク管理に含められていない組み込まれたフロアーがある場合、このフロアーを管理対象ポートフォリオの中に反映しないことが適切と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

(a) について

50. 我々は、企業の動的リスク管理アプローチと整合的である場合には、サブベンチマーク金融商品をベンチマーク金融商品として管理対象ポートフォリオに含めるべきと考える。
51. これは、サブベンチマーク金融商品について、移転価格を通じて ALM に移転されるリスクに、負のマージンとそれに関連する組込フロアーが含まれない場合、サブベンチマーク金融商品をベンチマーク金融商品として扱うことは、ALM 部門におけるリスク管理と整合し、質問 12 への回答で後述するように移転価格を PRA に利用することと整合するためである。

(b) について

52. 我々は、サブベンチマーク変動金利金融商品に、事業単位に残されているために動的リスク管理に含められていない組み込まれたフロアーがある場合、このフロアーを管理対象ポートフォリオの中に反映しないことが適切と考える。

53. これは、(a)への回答と同様に、サブベンチマーク金融商品について、移転価格を通じて ALM に移転されるリスクに、負のマージンとそれに関連する組込フローアが含まれない場合、関連する組込フローアの中のリスクは事業単位に残っており、ALM における管理対象リスクとして関連する組込フローアの中のリスクを考慮する必要はないためである。

セクション4「管理対象ポートフォリオの再評価」

質問 11—エクスポージャーの再評価

- (a) このセクションで示した再評価の計算は、動的リスク管理の忠実な表現を提供するものとするか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) リスク管理目的が、正味金利収益を銀行の資金調達カーブに関して管理することである場合、管理対象リスクを資金調達金利とすることは適切と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。理由は何か。

(コメント)

(a)について

54. 我々は、動的リスク管理に焦点を当てて PRA を適用することについて、本レターの第 3 項で示した懸念を有するが、仮に企業が動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲に PRA を適用する場合、このセクションで示された再評価の計算方法は、PRA を適用する場合の計算方式として、ALM 部門における動的リスク管理を忠実に表現するために有用であると考えます。また、企業がリスク軽減活動に焦点を当てて PRA を適用する場合でも、このセクションで示された再評価の計算方法は、ALM 部門におけるリスク軽減活動の忠実な表現に資するものと考えます。

55. これは、DP の 4.1.2 項に示される再評価の計算式では、管理対象リスクのキャッシュ・フロー及び金利のみが分子・分母に影響することから、再評価損益には、ALM 部門で管理しているリスクについてのみの変動を表現することになり、事業ユニットで管理しているリスク部分は再評価損益から除かれることになるからである。

(b)について

56. 我々は、動的リスク管理目的が正味金利収益を銀行の資金調達カーブに関して管理することである場合、管理対象リスクを資金調達金利とすることは適切と考える。これは、銀行の資金調達カーブをベースにした内部の移転価格を用いてリスクが管理されている場合、質問 12 への回答において移転価格の利用を同意しているのと

整合的に、資産・負債の経済性が反映される限り、資金調達カーブを用いることは許容できると考えるためである。

質問 12—移転価格取引

- (a) 移転価格設定プロセスは、PRA を適用する目的上、管理対象リスクの適切な表現を提供するかと考えるか。移転価格設定を通じて ALM に移転されたリスクは、どの程度まで、管理対象ポートフォリオに存在しているリスクを表しているかと考えるか（4.2.23 項から 4.2.24 項参照）。
- (b) 管理対象リスクが資金調達金利であり、移転価格取引を通じて表現されている場合、4.2.21 項で議論している代替案のどれが、動的リスク管理の最も忠実な表現を提供するかと考えるか。代替案がどれも適切でないと考える場合には、どのような代替案を提案するか。回答では、表現の忠実性と運用面での実行可能性の両方を考慮されたい。
- (c) 移転価格設定に使用される可能性のあるスプレッド及び指標の、PRA 適用の基礎としての適格性について、制限が必要と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。必要と考える場合、どのような変更を提案するか、理由は何か。
- (d) 移転価格設定を実務上の便法として使用するとした場合、継続的な関連付けに関して 4.3.1 項から 4.3.4 項で識別した問題をどのように解決するのか。

(コメント)

57. 以下のコメントは、内部移転取引は相殺されることを前提として回答している。

(a) について

58. 我々は、PRA を適用する目的上、移転価格設定プロセスを利用することに同意する。ただし、利用にあたって一定の制約が課されるべきだと考える。

59. 銀行は、多くの場合、移転価格の仕組みを用いて資産・負債の金利リスクを ALM 部門に集約し、ポートフォリオベースで金利リスクを集中的に管理している。そのポートフォリオに含まれる項目は、様々な資金源から調達した資金を様々な形態で運用しているものであり、我々は、リスク軽減活動に焦点を当てて PRA を適用する上で、銀行は主に各資産・負債に適した資金調達指標（LIBRO や TIBOR）を用いて再評価を行うべきと考える。しかし、銀行が管理するポートフォリオには多数の資産・負債が含まれるため、各資産・負債に適した資金調達指標を用いることは実務上、困難と考える。このため、PRA の適用についての運用可能性を確保するため、移転価格取引を実務上の便宜として用いざるを得ないと考える。

60. しかし、移転価格は、各部門の採算や業績評価を目的に設定されるものであり、必ずしも財務報告を目的とするものではない。移転価格の決定に政策的な考慮や恣意的な配慮が考慮される場合には、資産・負債の経済性が PRA に反映されなくなり、再評価が恣意的に行われる懸念のもとにもなる。このため、PRA の適用において移転価格を利用する場合には、利用に一定の制約を課すとともに、関連する開示を提供する要求事項を設定することが必要と考えられる。

(b)について

61. 我々は、DP の 4.2.20 項で説明される 3 つ目の方法、すなわち、キャッシュ・フローは移転価格を全面的に使用して、再評価調整を算定する目的で使用されるキャッシュ・フローを識別するが、割引率の目的上は、移転価格の中の市場資金調達指標以外のすべてのスプレッドを、移転価格取引の価格設定に使用された当初のスプレッドで固定する方法を選好する。これは、前項の方法が初日の損益を認識せずに、スプレッドを含めた移転価格を用いる手法であるためである。

(c)について

62. 我々は、使用される移転価格に一定の制約を設ける必要があると考える。政策的又は恣意的な考慮によるスプレッドが移転価格に含まれる場合、資産・負債の経済性が反映されにくくなる。このため、移転価格が外部の金利で確かめられるような独立第三者間の価格を反映すべきである。例えば、スプレッドが、企業の信用リスクを反映して設定されているかどうかなどにより検証することが適切であろうと考えられる。

セクション 6 「表示及び開示」

質問 18——表示の代替案

- (a) どの表示の代替案を財政状態計算書において選好するか。理由は何か。
- (b) どの表示の代替案を包括利益計算書において選好するか。理由は何か。
- (c) 動的リスク管理活動のより適切な表現をもたらすと考える財政状態計算書あるいは包括利益計算書における代替的な表示の詳細を示していただきたい。なぜこの表示を選好するのかを、情報の有用性及び運用面での実行可能性を考慮に入れて、説明されたい。

(コメント)

(a)について

63. 我々は、財政状態計算書の表示については、再評価調整の科目ごとのグロスアップ表示を選好する。これは、PRAの適用範囲がリスク軽減活動に焦点を当てるものである場合、科目ごとのグロスアップ表示の方が現行のヘッジ会計の取扱いとと整合的であるほか、各科目の簿価を調整する方法が各科目に認識されている資産や負債の実態をより適切に表示することになると考えるためである。仮にPRAから生じる再評価調整について科目ごとでのグロスアップ表示を行わない場合、各資産及び負債に関する財政状態が適正に表示されなくなってしまうと考える。

(b)について

64. 我々は、包括利益計算書においては、実際正味金利収益表示を選好する。実際正味金利収益表示は、金利収益及び金利費用を、現行と同様に、実際の収益及び費用として示すとともに、実際の収益及び費用のリスクがリスク管理金融商品によってどのように軽減されているかのプロセスを当期に関連する影響と将来に関連する影響とに分けて表示する方法である。我々は、当該表示方法は、リスク軽減活動を通じて、どのように企業の金利収益が変更されたかを示し得るため、便益があると考ええる。

65. 我々は、安定的正味金利収益表示は、企業の動的リスク管理は正味金利収益を安定化することであることを前提として金利収益を表示する方法であり、企業のリスク管理目的とリスク管理の実績との乖離を表示する点で便益があると考ええる。しかし、企業は通常、一部のエクスポージャーを動的リスク管理の対象としていないことを考慮すると、我々は、当該アプローチの適用は困難と考える。

質問 19——内部デリバティブの表示

- (a) 企業が内部デリバティブを動的リスク管理の一部として使用する場合には、本 DP は、それらが PRA の適用に含める要件を満たすものとするべきかどうかを検討している。これは包括利益計算書での内部デリバティブの総額表示につながる。総額表示は、企業の動的リスク管理及びトレーディング活動について提供される情報の有用性を高めると考えられるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 内部デリバティブについて記述した取扱いは、PRA の運用面での実行可能性を高めると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 内部デリバティブを PRA の適用に含めるために、追加的な条件を要求すべきだと考えるか。要求する場合、どの条件か、また、理由は何か。

(コメント)

(a) について

66. 我々は、内部デリバティブの総額表示に反対する。これは、我々は、内部デリバティブは連結グループの観点からは内部取引であり、当該影響は財務諸表に示すべきでないと考えからである。また、ALM 部門におけるリスク軽減活動の情報を提供する必要がある場合、我々は、注記による開示を行うことによって関連する情報の提供が可能となると考えるからである。

質問 20——開示

- (a) 識別した 4 つのテーマのそれぞれが動的リスク管理についての有用な情報を提供すると考えるか。各テーマについて、見解の理由を説明されたい。
- (b) 識別したテーマが有用な情報を提供しないと考える場合には、そのテーマを特定するとともに、理由を説明されたい。
- (c) どのような追加の開示（もしあれば）が企業の動的リスク管理についての有用な情報をもたらすと考えるか。こうした開示が有用となると考える理由を説明されたい。

(コメント)

(a) について

67. 我々は、DP で示されている 4 つのテーマに関して現時点で特段のコメントはない。開示要求については、我々は、今後、検討される会計処理の要求事項に対応して、

具体的な検討がされるべきと考える。但し、我々は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における金融商品から生じるリスクの開示（特に感応度分析の開示）との潜在的な重複を避けることを検討すべきではないかと考える。

(c) について

68. 上記の質問 19 への回答に示したように、内部デリバティブに関する情報については、ALM 部門におけるリスク軽減活動の情報は財務諸表の注記において開示されるべきことを推奨する。

質問 21——開示の範囲

(a) 開示の範囲は PRA の適用の範囲と同じにすべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
--

(b) 開示の範囲を PRA の適用の範囲と同じにすべきだとは考えない場合には、開示の適切な範囲はどのようになると考えるか、理由は何か。
--

(コメント)

(a) について

69. 我々は、開示の範囲と PRA の適用範囲を同じにすべきと考える。これは、開示の範囲を PRA の適用範囲と同じとすることで、財務諸表本表の処理との整合性が図られるためである。また、仮に、PRA の適用範囲をリスク軽減活動とする一方、開示の範囲を動的リスク管理が行われているポートフォリオに関連するものとする場合には、動的リスク管理を精密に定義することが必要となるが、DP ではこの場合に求められるであろう簡潔な定義がなされていないと考えるためである。

70. ただし、動的リスク管理の全体像に関連する情報を同時に提供することは財務諸表の利用者に有用であろうと考えられる。すなわち、IFRS 第 7 号の一般ヘッジ会計では、ヘッジ会計の基礎にあるリスク管理戦略やリスクの管理方法等の全般事項の開示を利用者に要求しており、それと同様に、財務諸表の利用者が PRA の結果をより良く理解できるように、企業に対して PRA が適用されたポートフォリオ全体に関する動的リスク管理の概要を提供するように求めることは有用であると考えられる。

セクション7「その他の考慮事項」

質問 22——エクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含める日

PRA は、企業が最初に契約の当事者となった後にエクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含めることを認めるべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

- (a) 賛成の場合には、どのような状況で適切となると考えるか。理由は何か。
- (b) ゼロでない初日の再評価をどのように会計処理することを提案するか。理由を説明し、運用面での影響についてコメントされたい。

(コメント)

71. 我々は、基本的に、企業が最初に契約の当事者となった時点でエクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含めるべきと考える。但し、我々は、稀に企業が契約の当事者になった後に PRA の適用が認められるケースがあると考えている。そのようなケースはリスク管理目的やリスク管理戦略の大幅な変更を反映させるために新たなサブポートフォリオの設定が必要となる場合や、サブポートフォリオの決め方によって発生する可能性があると考えられる。こうした観点から、サブポートフォリオの決定方法について、十分なガイダンスを設ける必要があると考える。

(a)について

72. リスク管理目的やリスク管理戦略の大幅な変更を反映させるために新たなサブポートフォリオを設定が必要となる場合や、金利変動に対するリスクの感応性が似ている項目を集めるため、同様の残存期間を有する項目のみをサブポートフォリオに含める場合に適切となると考えられる。

(b)について

73. 我々は、ポートフォリオにエクスポージャーが含められる時点以降の再評価額調整を認識し、初日の再評価損益を認識しないこととすべきと考える。

質問 23—管理対象ポートフォリオからのエクスポージャーの除去

- (a) いったんエクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含めた後は、認識の中止までそこに残すという要件に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 本 DP で考慮した状況以外で、エクスポージャーを管理対象ポートフォリオから除去することが適切となると考える状況があるか。あるとした場合、それはどのような状況か、また、管理対象ポートフォリオから除外することが適切となる理由は何か。
- (c) エクスポージャーを満期前に管理対象ポートフォリオから除外する場合に、認識した再評価調整をどのように会計処理することを提案するか、また、理由は何か。理由について、財務諸表利用者に提供される情報の有用性についてのコメントも含めて説明されたい。

(コメント)

(a) について

74. 我々は、原則として、企業が最初に契約の当事者となった時点でエクスポージャーを管理対象ポートフォリオに含め、認識の中止までそのポートフォリオに含めるべきと考える。但し、我々は、サブポートフォリオの決め方によっては、稀に認識の中止以前にサブポートフォリオから除外される可能性があると考えている。

(b) について

75. エクスポージャーを管理対象ポートフォリオから除去することが適切となる状況として、以下のケースが考えられる。

- (1) サブポートフォリオの決定方法による場合（例えば、残存期間をベースにサブポートフォリオを設定する場合など）。
- (2) 管理対象ポートフォリオ全体が PRA の適用に適格となくなってしまう場合。例えば、管理対象ポートフォリオに対するリスク軽減効果が乏しくなると判断される場合や、リスク管理目的やリスク管理戦略が大きく変更され、サブポートフォリオへの PRA の適用が不要となる場合などである。

(c) について

76. 我々は、エクスポージャーが除外された時点で決定されている再評価額を当該エクスポージャーの新たな帳簿価額として持ち越し、事業モデルに基づく測定を継続すべきと考える。これは、我々は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項における事業モデルの変更の取扱いと同様の会計処理とすることが妥当と考えるためである。

質問 24—外貨建金融商品の動的リスク管理

- (a) 動的に管理されている金利リスクとともに為替リスクの動的リスク管理に PRA を適用することは可能と考えるか。
- (b) こうした動的リスク管理アプローチの概観と、PRA がどのように適用できるのか又はできない理由を提示されたい。

(コメント)

77. 我々は、資産又は負債として認識されている外貨エクスポージャーに対して、PRA を適用することは原則として不要と考える。これは、為替リスクが、動的に管理されていたとしても、為替リスクに係る会計処理は、実質的に PRA と同様の効果を持つため、PRA を適用することは不要と考えるからである。
78. ただし、資産又は負債として認識されていない外貨エクスポージャー（例えば外貨建ての確定約定、発生の可能性の高い予定取引等）がリスク軽減活動の範囲に含まれている場合には、当該項目の換算は行われないため、我々は、PRA を適用し得るか否かを検討する必要があると考える。

セクション 8 「他のリスクへの PRA の適用」**質問 25—他のリスクへの PRA の適用**

- (a) PRA を銀行の動的リスク管理以外の動的リスク管理について利用可能とすべきか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合には、他にどのような事実パターンについて適切となると考えるか。その事実パターンを説明されたい。
- (b) (a)における事実パターンのそれぞれについて、PRA が適用できるかどうか及びどのように適用できるのか、また、動的リスク管理に関する有用な情報を企業の財務諸表において提供することになるのかどうかを説明されたい。

(コメント)

(a)について

79. 動的リスク管理に関して、銀行の金利リスクに関する動的リスク管理以外についても、事業部門又は企業が商品の価格変動リスクや為替リスク（外貨建資産・負債、為替換算調整勘定）を含むリスクを連結グループ内で一元的に管理する場合がある。こうした場合、リスク管理を行っている当該部門ないし会社は、銀行における ALM

部門と同様の機能を果たしている可能性があると考えられる。我々は、このような場合に本 DP における PRA を適用することによって、リスク軽減活動の実態が忠実に表現される可能性があると考ええる。

80. ただし、仮に PRA について適用のあり方をさらに検討していく場合、我々は、リソースの効率的な利用の観点から、まずは、最も顕著なニーズのある銀行の金利リスク管理を優先して取扱い、その後にその他のリスクについても検討を行うべきと考ええる。

(b) について

81. 企業によっては、商品価格変動リスクを社内のある事業部門又は連結グループ内のある会社において一元的に純額ベースで管理している場合がある。我々はこの場合に、IFRS 第 9 号第 2.4 項又は IAS 第 39 号第 5 項の純額決済性の要件により金融商品として取り扱われない売買契約に PRA を適用することのニーズを示す企業があることを認識している。我々は、PRA から生じる再評価差額がリスク管理金融商品である商品価格先物等のデリバティブ取引の公正価値の変動と相殺されることで、企業のリスク管理をより良く財務諸表に反映することができるようになると考ええる。
82. 企業によっては、為替リスクをある事業部門において一元的に純額ベースで管理している場合がある。これらの企業ではリスク管理に、資産又は負債として認識済の項目に関するリスクだけでなく、未認識の確定約定に関する為替リスクも含める場合がある。このような場合に、我々は、リスク軽減活動を忠実に表現する観点から、当該未認識の確定約定も PRA の適用対象に含めることが適切と考える。我々は、企業が資産又は負債の為替リスクと確定約定からの為替リスクを合わせた純額ベースの為替リスクを管理しており、当該リスクを為替予約などのヘッジ手段で相殺している場合、PRA を適用することにより、当該相殺の関係が財務諸表に忠実に表現され得ると考える。

セクション9「その他の包括利益を通じたのPRA」

質問26—OCIを通じたのPRA

9.1項から9.8項に記述した方法でのOCIの使用を織り込んだアプローチを検討すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。OCIの使用をPRAに組み込むべきだと考える場合には、この代替案について識別されている概念上及び実務上の困難をどのように克服できるのか。

(コメント)

83. DPでは、OCIを通じたPRAを、特に、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲を前提とする場合の代替案として提示している。我々は、動的リスクに焦点を当てた適用範囲のPRAによると再評価が必ずしも適さない項目を再評価することになる場合があると認識しており、この代替案を基礎にしてPRAの再評価差額をOCIに表示しても、この問題は解決しないため、OCIを通じたPRAを検討する意義は乏しいと考える。
84. また、OCIを通じたPRAを、リスク軽減活動に適用することも理屈的には考え得る。この場合、管理対象ポートフォリオの一部から生じた再評価調整とリスク管理金融商品の公正価値の変動を同時にOCIで認識することになる。しかし、我々は、このような代替案の検討は不要であると考える。我々はリスク軽減活動に焦点を当てる適用範囲にPRAを適用する目的は、オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ活動に対する現行の公正価値ヘッジ会計の適用の困難性を軽減することであると考える。OCIの使用は現行の公正価値ヘッジと全く異なる会計モデルを構築することとなるので、この目的と整合的でないと考える。また、我々は、当該アプローチについては、DPに示されるように、これまでに、次のような問題点も指摘されており、実際には適用は困難と考える。
- (1) 非有効部分が純損益に認識されないこと。
 - (2) デリバティブ取引を含むリスク管理商品がFVTPLで測定されないことになること（この場合、デリバティブ取引について、再評価差額を純損益に認識しないことになるが、デリバティブに関する会計基準の変遷を踏まえると、これを正当化することは非常に困難と考えられる。）
 - (3) DPで提案されている内部デリバティブの取扱いについて、再検討することが必要になること。
 - (4) リスク管理対象の資産又は負債が売却される場合や、リスク管理商品が終了する場合であっても、OCIのリサイクリングがなされない可能性があること。

その他コメント

85. 我々は、リスク軽減活動に PRA を適用する方法について更なる検討を行うことと併せて、金利リスクが純額ベースで管理されている場合のキャッシュ・フロー・ヘッジ（所謂マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ）会計に関する教育文書の開発の検討を行うことが有益と考える。
86. IAS 第 39 号（2013 年における修正前のバージョン）では、適用ガイダンス（IG）F6.2 及び F6.3 において、マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用上の考慮事項及び適用における設例が示されていた。IAS 第 39 号からは当該ガイダンスが削除され、IFRS 第 9 号でも、当該ガイダンスは引き継がれていないが、IASB 関係者からは、当該ガイダンスに基づくマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計は IFRS 第 9 号でも適用が可能であるという認識が非公式に示されている。
87. しかし、上記設例が IFRS 第 9 号に引き継がれなかったことから、これが依然として適用可能であるという上記の理解が必ずしも広く共有されていない可能性がある。このため、当該設例を基礎としたマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の教育文書を開発し、広く周知することによって、現行の IFRS 第 9 号の枠内でオープン・ポートフォリオに対するマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用できる旨、及びガイダンスの適用方法を明らかにし、関係者の理解を共有することが考え得る。

* * * *

我々のコメントが、当プロジェクトにおける IASB の今後の審議に貢献することを期待する。

小野 行雄
企業会計基準委員会 委員長
金融商品専門委員会 専門委員長

以 上

